

成年後見人等との取引で こんなときどうする？

ここでは成年後見人等との取引において取扱いに注意の必要なケースを挙げ、対応のポイントを解説します。

淵上 清二 金融法学会会員

ケース① 後見人等から 頻繁な払戻請求があり 横領等の可能性が疑われる



対応のポイント

- 用途や請求の理由を聞く
- 上席に報告。家庭裁判所への相談も検討する

後

見人等（後見人、保佐人、補助人のこと）による預貯金の払戻請求は、財産管理に関する職務となります。後見人は包括的な代理権を有していることから、申出人が後見人であると確認できれば、基本的には払戻請求に応じることに問題はないといえます。

保佐人や補助人による払戻請求についても、「代理行為目録」によって代理権が認められていれば、後見人と同様に、その払戻請求に応じることができます。

法律上は問題がなくとも 不自然ならば再確認する

ただし、最近では後見人等による被後見人等の財産横領という事件も発生しています。ですから、マングのように出金が何日も続くなど払戻請求が頻繁に行われる、金額が多額に及ぶ、あるいは全額を

解約するという状況においては、法律上は後見人等の権限に問題がなくとも、金融機関は善管注意義務を果たすため、相当の注意をもって取り扱う必要があります。具体的には、資金使途や頻繁に払戻請求をする必要があるかどうかを聞き取ります。保佐人や補助人については、代理行為目録で財産管理に関する権限の内容を再確認しましょう。それでもなお不自然に感じられるようであれば、上席に指示を仰ぎ、家庭裁判所へ相談することを検討するなど、ケースに応じた判断が必要です。

ケース② 審判が下りたばかりで 未登記の後見人等から 取引を依頼された



後

見人等が成年後見制度適用後初めて来店した場合は、必要に応じて取引時確認を行うとともに、法務局が発行する「登記事項証明書」の提示を求め、来店者が後見人等であることや、その代理権および同意権・取消権の範囲等について確認を行います。代理権等のない者と取引するようないことがあれば、後日に大きなトラブルを招くおそれがあるからです。

後見人等の権限などは、家庭裁判所で後見等の開始審判がされたのち法務局で登記されます。登記

事項証明書は、この登記事項を登記官が証明した書面のことです。ただし、その登記は審判後すぐには行われません。登記事項証明書が発行されるまでには相当の日数を要するのが実態となっています。

ただしこの間、登記事項証明書に代わるものとして、家庭裁判所が作成する「審判書」があります。

審判書は、前述の登記事項証明書と同様、成年後見制度における後見人等の住所・氏名や権限が記載されたものです。金融機関はこの審判書と審判が確定したことを

示す「確定証明書」の提示を受けて取引に応じることができます。

審判後2週間で不服申立が なければ審判の効力が発生

通常、後見人等の選任審判は後見等の開始審判と同時に行われますが、それによって本人の契約締結能力（行為能力）を制限する効果が生じます。そのため、慎重を期す観点から、審判後2週間は関係当事者から不服申立ができることになっています。

つまり、後見等の開始および後見人等の選任の各審の効力は、不服申立がないまま2週間が経過したとき、初めて生じることとされているのです。それを証明するのが確定証明書になります。

審判書と同時に確定証明書の提示を求めるとは、後見等の開始審判がなされただけでは、後見人等を正当な代理人と見なすことができないからです。このため、来店者から登記事項証明書に代えて審判書の提示を受ける場合には、確定証明書も合わせて提示してもらう必要があるのです。

対応のポイント

- 後見等開始の審判書だけでは、後見人等を正当な代理人と見なせない
- 登記事項証明書に代わるものとして、審判書と合わせて確定証明書の提示を求める